

## りそな年金研究所

## 企業年金ノート

【本題】中小企業における確定拠出年金導入の新たな選択肢について .....	P1
【レポート】確定拠出年金における掛金拠出の「年単位化」の留意点 .....	P7

中小企業における確定拠出年金導入の新たな選択肢について  
～ 簡易型 DC・中小事業主掛金制度の創設 ～

## 1. はじめに

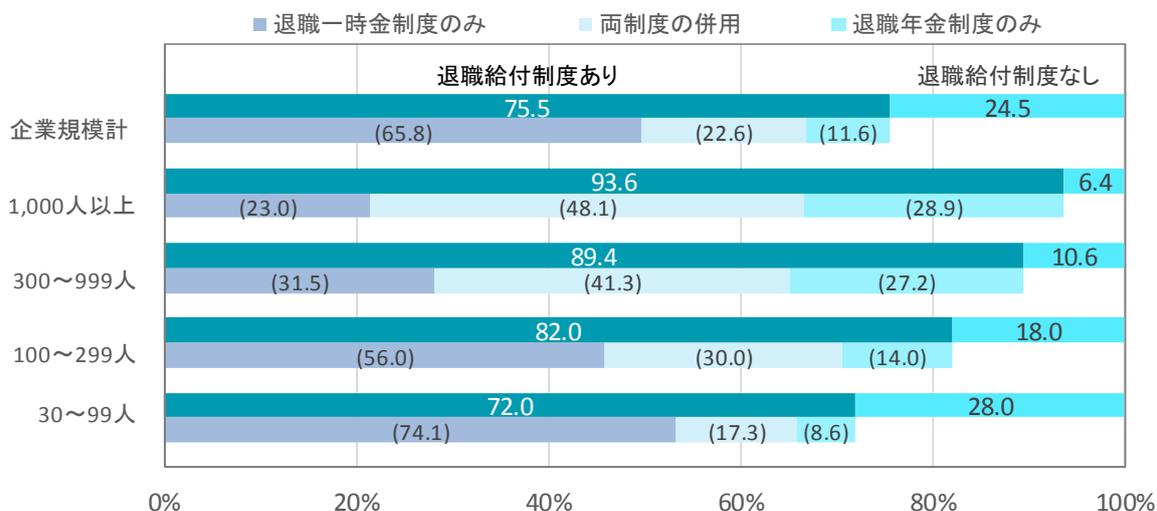
2016（平成 28）年 6 月 3 日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 66 号、以下「改正 DC 法」）は、施行期日が全部で 4 段階に分かれています。本年 2018（平成 30）年 1 月 1 日から掛金拠出の年単位化が施行されたほか、同年 5 月 1 日には残りの改正措置が全て施行されます。

2018 年 5 月施行の改正措置は多岐にわたりますが、本稿では、中小企業における確定拠出年金（DC）導入の新たな選択肢として創設される「簡易型 DC」および「中小事業主掛金」について、昨年 2017（平成 29）年から今年 1 月にかけて公布・発出された政省令・通知等で新たに判明した事項を中心に解説いたします。

## 2. 中小企業への企業年金の普及・拡大に向けた取組 ～ 社会保障審議会企業年金部会における議論から～

厚生労働省の「就労条件総合調査」によると、退職給付制度の実施状況を企業規模別にみると、基本的には、企業規模が大きくなるほど企業年金（退職一時金との併用を含む）を実施する企業の割合が増加す

＜図表 1＞退職給付制度の実施状況割合（企業規模別・2013 年）



（注 1）2013 年 1 月 1 日現在。

（注 2）（ ）内は、退職給付制度がある企業を 100 とした割合。

（注 3）常用労働者が 30 人以上の民営企業を調査対象としている。

（出所）厚生労働省「就労条件総合調査」2013 年版。

る傾向にあります。従業員規模 30～99 人の企業における退職給付制度の実施割合は 72.0%ですが、このうち、何らかの形で企業年金を実施しているのは 25.9%と低い水準に留まっています（図表 1）。

中小企業における企業年金の実施割合が近年低下している理由として、適格退職年金の廃止（2012（平成 24）年 3 月末）が挙げられます。また、厚生年金基金では、2014（平成 26）年 4 月に施行された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 63 号）により他の企業年金制度等への移行が推進されていることから、中小企業における企業年金の実施率は更に低下する可能性があり、その受け皿の整備が急務となっています。

上記の状況を背景に、2015 年 1 月に取りまとめられた「**社会保障審議会企業年金部会における議論の整理**」では、中小企業に企業年金の普及・拡大を図る上では、中小企業が事務負担の点で取り組みやすい制度設計を検討することが必要であるとし、確定給付企業年金（DB）と DC とで図表 2 に掲げる施策を講ずるべきと提言しました。このうち DC については、図表 2 に掲げる①～③の措置がすべて改正 DC 法に盛り込まれ、①の措置は 2017 年 6 月に、②および③の措置は「公布日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日」にそれぞれ施行するものとされました。

＜図表 2＞ 社会保障審議会企業年金部会で議論された中小企業向けの取組

確定給付企業年金	受託保証型 DB について、実施状況を踏まえつつ、更なる普及・拡大のため、関係機関と調整しつつ、手続の緩和等を進める。
確定拠出年金	<p>①中小企業が DC を実施する場合、投資教育の負担が重いことから、<b>投資教育について企業年金連合会や商工会議所など公的団体への事務委託を通じて共同実施</b>することを可能とする。</p> <p>②手続等を簡素化するとともに、事務手続を金融機関が行うことを可能とする「<b>簡易型 DC 制度</b>」を創設する。</p> <p>③企業年金の実施が困難な中小企業において、企業年金を実施せずとも従業員福祉を行いやすくし、個人の老後所得保障を充実させる観点から、「<b>個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度</b>」を創設する。</p> <p>※手続の簡素化等の対応については、中小企業に限らず企業全般に有効であると考えられることから、今回の制度見直しの状況を踏まえつつ、将来的には企業全般にも拡大する方向で検討するべきである。</p> <p>※投資教育の共同実施については、多くの中小企業従業員を一カ所に集めることの物理的な困難を軽減するために、例えば、e ラーニングなどの方法も検討してはどうか、との意見があった。</p>

（出所）社会保障審議会企業年金部会「**社会保障審議会企業年金部会における議論の整理**」を基に、リそな年金研究所作成。

### 3. 改正 DC 法の可決・成立後の沿革

改正 DC 法による改正措置のうち、施行期日が「公布日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日」の事項については、まず 2017 年 9 月 22 日付で関係政省令の改正案の概要がパブリックコメント手続きにより公表されたのを皮切りに、関係命令・告示および通知等の改正案の概要もパブリックコメント手続きにより順次公表されました。

その後、12 月 22 日付で改正省令および告示が、同月 26 日付で関連命令がそれぞれ公布されるとともに、2018 年 1 月 11 日付で関連通知等が発出されたことをもって、改正 DC 法に係る法令上の対応はようやく完了を迎えました（図表 3・4）。

なお、2017 年 11 月 27 日付で公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成 29 年 11 月 27 日政令第 291 号）により、前述の「公布日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日」は、**2018 年 5 月 1 日**とされました。また、個人型確定拠出年金（個人型 DC、iDeCo）に係る改正については、上記の法令・通知等の改正に加え、国民年金基金連合会が制定している「個人型年金規約」の改正を経ないと実務上の細目が確定しない点に留意が必要です。

＜図表 3＞改正 DC 法の可決・成立後の沿革(2018 年 5 月施行措置に係る事項)

年 月 日	出 来 事
2016 年 5 月 24 日	改正 DC 法の可決・成立
6 月 3 日	改正 DC 法の公布（平成 28 年法律第 66 号）
7 月 1 日	2016 年 7 月施行措置の施行（企業年金連合会への投資教育の委託など）
2017 年 1 月 1 日	2017 年 1 月施行措置の施行（個人型 DC（iDeCo）の加入対象の拡大など）
6 月 6 日	「確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書」の公表
6 月 30 日	第 19 回社会保障審議会企業年金部会の開催
9 月 22 日	DC 法施行令・施行規則の改正に係るパブリックコメントの開始
10 月 18 日	「DC 運営管理機関に関する命令」の改正に係るパブリックコメントの開始
10 月 20 日	「DC 法施行令第 15 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格」（告示）に係るパブリックコメントの開始
11 月 20 日	DC 法施行に係る関連通知に係るパブリックコメントの開始
11 月 27 日	DC 法施行令等の改正政令の公布
12 月 22 日	DC 法施行規則等の改正省令の公布 「DC 法施行令第 15 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格」の告示
12 月 26 日	「DC 運営管理機関に関する命令」の改正命令の公布
2018 年 1 月 1 日	2018 年 1 月施行措置の施行（掛金拠出の年単位化）
1 月 11 日	DC 法施行に係る関連通知の発出
5 月 1 日	2018 年 5 月施行措置の施行（資産運用の改善、ポータビリティの拡充など）

(出所) 各種資料等を基に、リそな年金研究所作成。

＜図表 4＞2018 年 5 月施行措置に係る政省令・通知等

公布・発出された 政省令・通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 29 年 11 月 27 日政令第 291 号）</li> <li>・確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 29 年 11 月 27 日政令第 292 号）</li> <li>・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（平成 29 年 12 月 8 日厚生労働省告示第 354 号）</li> <li>・確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 29 年 12 月 22 日厚生労働省令第 134 号）</li> <li>・確定拠出年金法施行令第十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格（平成 29 年 12 月 22 日厚生労働省告示第 360 号）</li> <li>・確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（平成 29 年 12 月 26 日内閣府令・厚生労働省令第 7 号）</li> <li>・確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う企業年金関係通知の一部改正について（平成 30 年 1 月 11 日年発 0111 第 2 号）</li> <li>・確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う企業年金関係通知の一部改正について（平成 30 年 1 月 11 日年企発 0111 第 1 号）</li> </ul>
改正された 政省令・通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金法施行令（平成 13 年 7 月 23 日政令第 248 号）</li> <li>・確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成 13 年 7 月 23 日内閣府令・厚生労働省令第 6 号）</li> <li>・確定拠出年金法施行規則（平成 13 年 7 月 23 日厚生労働省令第 175 号）</li> <li>・確定拠出年金制度について（法令解釈）（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）</li> <li>・確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号）</li> <li>・確定給付企業年金制度について（法令解釈）（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号）</li> <li>・確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）</li> <li>・企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」（平成 17 年 7 月 5 日年企発第 0705001 号）</li> </ul>

(出所) 各種資料等を基に、リそな年金研究所作成。

#### 4. 中小企業における DC 導入の新たな選択肢について

中小企業における企業年金（DB および企業型 DC）の普及・拡大の施策として、DB においては、一定の加入者数（500 人未満）や保険契約（生保一般勘定等）であることを条件に簡便な方法による掛金・債務計算を認めた「簡易な基準に基づく DB」や「受託保証型 DB」等が導入されてきました。一方、DC については、そもそも中小企業の活用を想定して導入されたという経緯もあり、中小企業向けに特化した対策はこれまで執られてきませんでした。

しかし、前述の通り、適格退職年金が完全に廃止され、また、中小企業が加入主体である厚生年金基金の見直しが決定したことで、今後さらに中小企業の企業年金実施率が低下する可能性があることから、DC においても中小企業向けに特化した取組が以下の通り手当てされています。

##### (1) 簡易型 DC (簡易企業型年金)

中小企業において企業型 DC を設立する際の障壁の一つである「事務手続きの煩雑さ」を解消するべく、米国の SIMPLE・401 (k) 等を参考に、一定規模未満の企業に対し制度導入手続きが簡便でかつ運営も容易な簡易型 DC (簡易企業型年金) の設立が可能となります。

簡易型 DC を設立できるのは、従業員数（第一号厚生年金被保険者数）100 人以下の企業に限られます。事業主が同一で 2 以上の事業所がある場合は、すべての事業所における従業員数の総数で判定します。なお、人数要件は設立時だけでなく設立後も満たす必要があるため、毎年の業務報告書にて厚生年金被保険者数および加入者数を報告する必要があります。

簡易型 DC では、規約の承認・変更に必要な添付書類が一部省略可能となるほか（図表 5）、規約変更に係る手続きの一部が承認申請ではなく届出で済むなど（図表 6）、一般の企業型 DC に比べて行政手続きが一定程度簡素化されています。しかし、一定の加入資格を定めることはできない（全ての従業員を加入させなければならない）ほか、掛金の算定方法は「定額」のみに限定されるなど、制度設計は硬直的なものとならざるを得ません。

＜図表 5＞簡易型 DC における規約の承認・変更時の提出書類

提出書類 (根拠条文)		通常の企業型 DC		簡易型 DC	
		規約の承認	規約の変更	規約の承認	規約の変更
申請書			必須		必須
企業型年金規約			——		——
労働組合等の同意を得たことを証する書類	労働組合等の同意書 労働組合等の現況または過半数代表者の証明			必須	必須
確定給付企業年金・退職手当制度が適用される者の範囲についての書類 <sup>※1,2</sup>			必須		
運営管理業務の委託に係る契約書 <sup>※2,3</sup>		必須		省略可	省略可
資産管理契約の契約書 <sup>※2</sup>					必須
その他省令で定める事項	労働協約・就業規則等 <sup>※2</sup>				
	事業主が厚生年金適用事業所の事業主に該当することを明らかにする書類				
	事業所（船舶）が厚生年金適用事業所に該当することを明らかにする書類		——	必須	——
	労使協議の経緯を明らかにする書類				
	運営管理機関の選任理由についての書類 <sup>※2,3</sup>		必須	省略可	省略可
簡易型 DC の要件に適合していることを証する書類 <sup>※1</sup>			——	必須	必須
他制度からの資産移換者の全員が加入者となることについての書類 <sup>※1</sup>		——			必須
合併等を実施したことを証する書類 <sup>※1</sup>			必須		

※1 当該規定を実施する場合に規約の定めが必要な規定。

※2 変更を行う場合は提出が必要。

※3 事業主が運営管理業務の全部を行う場合は提出不要。

(出所) 確定拠出年金法および関連法令等を基に、りそな年金研究所作成。

＜図表 6＞簡易型 DC における規約変更手続き

規約で定める事項 (根拠条文)	通常の企業型 DC		簡易型 DC					
	申請の種類	労使合意の要否	申請の種類	労使合意の要否				
事業主の名称・住所 (法 3③(1)) うち事業主の増加・減少に係る変更	届出	不要	届出	不要				
実施事業所(または船舶)の名称・所在地 (法 3③(2)) うち実施事業所(船舶)の増加・減少に係る変更		必要		必要				
		不要		不要				
簡易型 DC を実施する旨※ (法 3③(2-2))	承認申請	必要	承認申請	必要				
事業主が行う運営管理業務※ (法 3③(3))								
運営管理機関の名称・住所・委託業務※ (法 3③(4)) うち名称・住所の変更			届出					
資産管理機関の名称・住所 (法 3③(5))	届出	不要	届出	不要				
加入者資格に関する事項※ (法 3③(6))	承認申請	必要	承認申請	必要				
資格喪失年齢(60歳～65歳)に関する事項※ (法 3③(6-2))								
事業主掛金の額の算定方法等※ (法 3③(7))								
企業型年金加入者掛金(加入者マッチング)の額の決定・変更の方法等※ (法 3③(7-2))								
企業型 DC 加入者が個人型 DC 加入者となることのできる旨※ (法 3③(7-3))								
運用方法の提示・運用指図に関する事項 (法 3③(8))								
指定運用方法の提示に関する事項※ (法 3③(8-2))								
運用方法の除外に係る手続に関する事項※ (法 3③(8-3))								
給付の額・支給方法に関する事項 (法 3③(9)) うち支給予定期間・支払回数種類の追加に係る変更					届出			
返還資産額の算定方法に関する事項※ (法 3③(10))					承認申請			
事務費の負担に関する事項 (法 3③(11)) うち事業主負担事務費の変更、加入者等負担事務費の額・割合の減少に係る変更					届出			
その他政令で定める事項 (法 3③(12))					承認申請	必要	届出	必要
運営管理業務の委託に係る契約に関する事項※ (令 3(1)、則 5①(9))								
資産管理契約に関する事項 (令 3(2)、則 5①(10))								
事業主掛金の納付に関する事項(令 3(3)、則 5①(11))								
企業型年金加入者掛金(加入者マッチング)の納付に関する事項※ (令 3(4)、則 5①(12))								
投資教育の内容 (令 3(5)、則 5①(13))	届出							
他制度からの資産移換に関する事項※ (令 3(6))	承認申請							
脱退一時金相当額の移換に関する事項 (令 3(7)、則 5①(14))	届出	不要	届出	不要				
他制度への個人別管理資産の移換に関する事項※ (令 3(8)、則 5①(15))								
事業年度に関する事項 (令 3(9)、則 5①(16))								
資産管理契約の相手方 (則 5①(8))	届出	必要	届出	不要				
条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項 (則 5①(17))				必要	必要			
法令の改正に伴う変更に係る事項 (則 5①(18))				不要	不要			
掛金の算定に係る事項の実質的な変更を伴うもの	承認申請	必要	承認申請	必要				
その他法令上の届出及び届出不要に該当しない事項								

(注 1) ※印は、当該規定を実施する場合に規約の定めが必要な規定。

(注 2) 「法」は確定拠出年金法、「令」は確定拠出年金法施行令、「則」は確定拠出年金法施行規則をそれぞれ表す。  
例えば「法 3③(6-2)」は、確定拠出年金法第 3 条第 2 項第 6 号の 2 を意味する。

(出所) 確定拠出年金法および関連法令等を基に、りそな年金研究所作成。

## (2) 中小事業主掛金(個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度)

企業型 DC および DB を実施していない従業員数 100 人以下の事業主(中小事業主)は、個人型 DC に加入している従業員の掛金納付にあわせて、年 1 回以上定期的に中小事業主掛金を拠出することが可能となります。これは、米国の IRA (Individual Retirement Account) のうち、主に中小企業等を対象とした SEP IRA (Simplified Employee Pension IRA) や SIMPLE IRA をモデルにしたと言われていました。

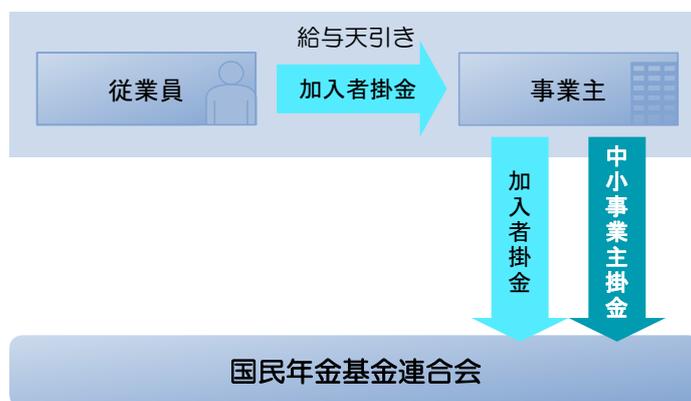
わが国では、企業型 DC における加入者掛金の上乗せ拠出をマッチング拠出と称することから、中小事業主掛金は「逆マッチング」とも良く形容されます。しかし、米国の 401 (k) では、加入者掛金に企業が上乗せ拠出を行うことをマッチングと称しており、その意味では、中小事業主掛金は逆どころか純正なマッチングであると言えます。今後は、正確性を期す観点からは、企業型 DC における加入者拠出は「加入者マッチング」、個人型 DC における中小事業主掛金の拠出は「事業主マッチング」と表記すべきだと筆者は考えます。

さて、中小事業主掛金は、拠出対象者に一定の資格(職種および勤続期間)を定めることができるほか、労使合意に基づいて掛金の拠出および掛金額の決定・変更等を行うことができるなど、前述の簡易型 DC に比べると、より柔軟な制度設計が可能です。そのため、中小企業において自社の福利厚生制度あるいは退職金・企業年金の代替制度として活用されることが大いに期待されています。

なお、中小事業主掛金を拠出するには、従業員の加入者掛金を事業主払込(給与天引き)により納付することが要件として求められます。また、掛金の決定・変更等に際しては、従業員への通知や厚生労働大臣または国民年金基金連合会への届出が必要となるなど、事業主にも一定程度の事務処理が発生する点に留意する必要があります。

<図表 7> 中小事業主掛金の実施要件等

実施要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する従業員数(第一号厚生年金被保険者数)が 100 人以下であること</li> <li>企業型 DC および DB を実施していないこと</li> <li>事業主払込(給与天引き)により加入者掛金を納付すること</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の資格(職種・勤続期間)の設定が可能</li> <li>特定の者について不当に差別的でないこと</li> </ul>
掛金の拠出	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者掛金の拠出に応じて拠出単位期間(または拠出区分期間)ごとに拠出</li> <li>前納・追納は不可</li> </ul>
掛金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者掛金と中小事業主掛金の合計額が拠出限度額(年 27.6 万円)を超えないこと</li> <li>加入者掛金の額が中小事業主掛金の額を上回ること不可</li> <li>拠出単位期間につき 1 回に限り変更可能(災害等により拠出停止・再開する場合を除く)</li> <li>特定の者について不当に差別的でないこと</li> </ul>
労使合意が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小事業主掛金を拠出または掛金額を決定・変更する場合</li> <li>中小事業主掛金を拠出しないこととする場合</li> <li>一定の資格(職種・勤続期間)設定する場合</li> </ul>
報告・通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小事業主掛金の額の決定・変更等は速やかに加入者に通知しなければならない</li> <li>被保険者数等の現況を毎年 1 回届け出なければならない</li> </ul>



(出所) 確定拠出年金法および関連法令等を基に、リそな年金研究所作成。

## 5. おわりに

本稿では、2018年5月施行の改正措置のうち、中小企業におけるDC導入の新たな選択肢である「簡易型DC」および「中小事業主掛金」について取り上げましたが、同時期に施行される改正措置は、DCの資産運用の改善（運用商品数の上限設定（35本）・指定運用方法（デフォルト商品）に関する規定の整備）やポータビリティの拡充など多岐にわたります。これらの詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。

### <ご参考資料>

【りそな年金研究所レポート】確定拠出年金の制度改正に係る解説（詳細版）

<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201605-2.pdf>

第8回社会保障審議会企業年金部会資料（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000057736.html>

社会保障審議会企業年金部会における議論の整理（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000071552.html>

（りそな年金研究所 谷内 陽一）

## レポート

### 確定拠出年金における掛金拠出の「年単位化」の留意点

2016年6月3日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第66号）は、施行期日が全部で4段階に分かれています。本年（2018年）1月1日からは、第3段階の改正措置として「掛金拠出の年単位化」が施行されています。

本誌では、掛金拠出の年単位化の詳細につきまして2017年2月号（No.586）でも取り上げましたが、今回は、その後発出された通知等において新たに判明した留意点について改めて解説いたします。

#### 1. 年単位化のポイント

確定拠出年金（DC）では、これまでは一定の掛金を「毎月」拠出するのが原則でしたが、2018年1月より、年1回以上任意に決めた月にまとめて拠出することが可能となります。主なポイントは、以下の通りです。

<b>拠出期間</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・1年（拠出単位期間）は、12月～翌年11月（納付月ベースでは1月～12月）を単位とする</li><li>・拠出単位期間は、月単位でさらに区分することが可能（拠出区分期間）</li><li>・拠出区分期間は、等間隔でなくても区分可能（例：7ヶ月と5ヶ月 etc）</li><li>・企業型DCでは、事業主掛金と加入者掛金（マッチング拠出）とで拠出区分期間を別々に設定することが可能</li></ul>
<b>拠出限度額</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・年間の拠出限度額は「1ヶ月あたりの拠出限度額×拠出区分の月数」となる。</li><li>・個人型DCの年間の最低拠出額は「5,000円×拠出区分の月数」となる。</li><li>・拠出区分期間における掛金拠出額に使い残しがある場合は、当該使い残し分の繰り越しが可能（拠出単位期間を超えての繰り越しは不可）</li><li>・掛金は、経過した月の分しか納付できない（前納は不可）</li><li>・加入者掛金の金額および拠出区分期間は、拠出単位期間につき1回変更が可能（加入者種別の変更等による場合を除く）</li></ul>

## 2. 年単位化の留意点

掛金拠出の年単位化の実現により、賞与が支給される月に一括拠出を行うなどの柔軟な拠出が可能となります。しかし、その後公表された「確定拠出年金 Q&A の改定について（平成 29 年 10 月 25 日事務連絡）」等により、法令では規定されていない以下の事項が新たに判明しました。

### ◆掛金拠出の年単位化で新たに判明した事項

- 「年間の拠出計画」の策定
  - ・企業型 DC：規約変更による拠出計画の決定
  - ・個人型 DC：「加入者月別掛金額登録・変更届」(K-030) の提出
- 企業型 DC でマッチング拠出を実施している場合、期中でも加入者掛金の累計拠出額が事業主掛金の累計拠出額を超えないこと（2017 年 2 月の政省令案の公表時は「期中で一時的に超過することは容認される」との見解が出ていたが、その後撤回）
- 企業型 DC では、掛金拠出を行わない月であっても、掛金拠出に関連する事務を行う必要あり（拠出データの送信、掛金額が前月と変わる場合は掛金変更手続き etc）
- 個人型 DC では、11 月分（12 月納付分）の掛金は必ず設定しなければならない（0 円の指定は不可）
- 個人型 DC で従来どおり毎月拠出を行う場合、上記の「加入者月別掛金額登録・変更届」は提出不要

掛金拠出の年単位化というと、拠出時の状況に応じて自由に掛金額を決められるという印象が先行していましたが、実際は、拠出計画を事前に策定・届出する必要があります。

また、個人型 DC (iDeCo) では、掛金拠出の回数を減らすとそのぶん国民年金基金連合会へ支払う手数料（月 103 円）を負担せずに済むとの指摘がされていますが、その一方で、毎月拠出に比べると時間分散効果が薄れるという点にも留意しなければなりません。

いずれにせよ、年単位拠出の取扱いは当初の想定以上に詳細なルールが設けられていますので、ご検討の際は、十分に内容を確認してください。

### <ご参考資料>

掛金年単位拠出の考え方（国民年金基金連合会）

[https://www.ideco-koushiki.jp/library/#archive\\_category\\_cat](https://www.ideco-koushiki.jp/library/#archive_category_cat)

毎月定額で納付しない場合のポイント（りそな銀行）

<http://www.resona-tb.co.jp/401k/kojin/kakekin/>

（信託ビジネス部 年金推進企画グループ）

### ◆加入者月別掛金額登録・変更届(K-030)

氏名	年金 一郎	印	印
生年月日	1990.06.10	性別	男
加入者番号	1234567890	所属	平成

出金【年額 30年】	納付額	掛金額
1月26日分	10,000円	0円
2月26日分	10,000円	0円
3月26日分	10,000円	0円
4月26日分	10,000円	0円
5月26日分	0円	0円
6月26日分	0円	100,000円
7月26日分	0円	0円
8月26日分	0円	0円
9月26日分	0円	0円
10月26日分	0円	0円
11月26日分	0円	200,000円
12月26日分	0円	200,000円
合計		300,000円

翌年【平成 31年以降】	納付額	掛金額
1月26日分	0円	0円
2月26日分	0円	0円
3月26日分	0円	0円
4月26日分	0円	0円
5月26日分	0円	0円
6月26日分	0円	100,000円
7月26日分	0円	0円
8月26日分	0円	0円
9月26日分	0円	0円
10月26日分	0円	0円
11月26日分	0円	0円
12月26日分	0円	200,000円
合計		300,000円

企業年金ノート 2018(平成 30)年 1 月号 No.597

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所  
 〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟  
 TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCo のお客さま): <http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>  
 りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>  
 確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>